

倉敷市国民保護計画
資 料

平成29年

倉 敷 市

倉敷市国民保護計画用語集	1
関係機関の事務又は業務の大綱	9
避難実施要領のパターン	16
安否情報の収集様式	48
倉敷市国民保護協議会条例	53
倉敷市国民保護対策本部及び倉敷市緊急対処事態対策本部条例	54
倉敷市国民保護協議会運営規定	56
倉敷市国民保護協議会幹事会規程	57
倉敷市国民保護協議会委員名簿	58
倉敷市国民保護協議会幹事会幹事名簿	59
倉敷市国民保護計画策定経緯	60

倉敷市国民保護計画用語集

※〔法〕は国民保護法をいう。

〇あ

安定ヨウ素剤

放射線障害予防剤の一種。核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなるため、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に安定ヨウ素が集まり、放射性ヨウ素を取り込む量を少なくすることができる。

安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報。〔法第94条第1項〕

e-ラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育。

受入地域

県域を越える避難において、受入側の知事が決定する避難住民を受け入れるべき地域。〔法第58条第3項〕

NBC攻撃(エヌ・ビー・シー攻撃)

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

核兵器(核爆弾、ダーティボムなど)

生物兵器(炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など)

化学兵器(サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など)

LGWAN

「Local Government Wide Area Network」総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。

応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。〔法第113条〕

〇か

化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの。(サリン、VX(神経剤)等)

危険物質等

引火、爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質。〔法第103条第1項〕

基本指針

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針。〔法第32条第1項〕

救 援

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置。〔法第75条〕

救護班

医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの。

緊急交通路

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路。〔法第155条第1項〕

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕

緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針。〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕

緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕

緊急通行車両

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの。〔法第155条第1項〕

緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。〔法第99条〕

緊急被ばく医療派遣チーム

原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム。

緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。〔法第79条第1項〕

警戒区域

市町村長又は知事が設定する関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。〔法第114条第1項、第2項〕

警報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。〔法第44条〕

県国民保護協議会

県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関。〔法第37条〕

県国民保護計画

基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画。〔法第34条〕

高度情報通信ネットワーク

県の防災行政無線を発展させて整備した県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網。

後方医療活動

災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。

国際人道法

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法。（ジュネーブ諸条約等）

国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕

国民保護等派遣

防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急処理事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。〔自衛隊法第77条の4〕

○さ

災害時優先電話

災害対策のために優先して回線を確認するようあらかじめ登録してある電話。

自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織。〔災害対策基本法第5条第2項〕

市国民保護計画

県国民保護計画に基づき市長が作成する市の国民の保護に関する計画。〔法第35条〕

指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕

指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕

沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。〔法第2条第2項〕

指定地方公共機関国民保護業務計画

県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画。〔法第36条〕

収用

知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること。

収容施設

被災者や避難住民を受入れるための施設。（応急仮設住宅を含む）

除染

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

生活関連等施設

国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの。〔法第102条〕

生活関連物資等

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕

生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

石油コンビナート等災害防止法

石油コンビナート等特別防災区域における災害の防止について定めた法律のこと。
消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

相互応援協定

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。

〇た

大規模集客施設

デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設。

対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。〔武力攻撃事態対処法第9条〕

対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置。〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕

ダーティーボム

爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾。

弾道ミサイル

主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

治安出動

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第78条〕

着上陸侵攻

侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

特定物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。〔法第81条第1項〕

トリアージ

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。

〇は

非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会。〔電波法第74条の2〕

非常通信体制

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制。

避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域。（住民の避難の経路となる地域を含む）〔法第52条第2項第2号〕

避難施設

知事が指定する住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設。〔法第14条第8条〕

避難実施要領

避難の指示があったときに、市長がその市国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。〔法第61条〕

避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害による被災者。〔法第75条第1項〕

避難措置の指示

国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。〔法第52条第1項〕

避難の指示

避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。〔法第54条第1項〕

避難誘導

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。〔法第62条第1項〕

輻 輳(ふくそう)

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕

武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。〔武力攻撃事態対処法第1条〕

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。〔法第2条第4項〕

武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。〔法第97条第1項〕

武力攻撃事態対処法

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略。

防衛出動

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第76条〕

防護服

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備。

防災行政無線

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム。

保管命令

救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令。（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

○や

要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。〔法第52条第2項第1号〕

○ら

利用指針

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針。（特定の者の優先的な利用の確保）〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕

関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【倉敷市】

- 1 倉敷市国民保護計画の作成
- 2 倉敷市国民保護協議会の設置、運営
- 3 倉敷市国民保護対策本部及び倉敷市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【岡山県】

- 1 岡山県国民保護計画の作成
- 2 岡山県国民保護協議会の設置、運営
- 3 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

中国管区警察局

- 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- 2 他管区警察局との連携
- 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- 4 警察通信の確保及び統制

中国四国防衛局(津山防衛事務所)

- 1 所管財産の使用に関する連絡調整

中国総合通信局

- 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
- 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
- 3 非常事態における重要通信の確保
- 4 非常通信協議会の指導育成

中国財務局(岡山財務事務所)(岡山財務事務所倉敷出張所)

- 1 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付
- 2 金融機関に対する特別措置の要請
- 3 国有財産の無償貸付等
- 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

神戸税関(宇野税関支署)(水島税関支署)

- 1 輸入物資の通関手続

中国四国厚生局

- 1 救援等に係る情報の収集及び提供

岡山労働局(県内公共職業安定所)

- 1 被災者の雇用対策

中国四国農政局

- 1 応急用食料の調達・供給
- 2 農業関連施設の応急復旧

近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)

- 1 武力攻撃災害対策・復旧用資材の調達・供給

中国経済産業局

- 1 救援物資の円滑な供給の確保
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- 3 被災中小企業の振興

中国四国産業保安監督部

- 1 鉱山における災害時の応急対策
- 2 火薬類，高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設，電気施設，ガス施設等の保安の確保

中国地方整備局(岡山河川事務所)(岡山国道事務所)(苫田ダム管理所)

(宇野港湾事務所)(岡山営繕事務所)

- 1 被災時における直轄河川，国道等の公共土木施設の応急復旧
- 2 港湾施設の使用に関する連絡調整
- 3 港湾施設の応急復旧

中国運輸局(岡山運輸支局:本庁舎)(岡山運輸支局:玉野庁舎)(水島海事事務所)

- 1 運送事業者への連絡調整
- 2 運送施設及び車両の安全保安

大阪航空局(大阪空港事務所)(岡山空港出張所)

- 1 飛行場使用に関する連絡調整
- 2 航空機の航行の安全確保

大阪管区気象台(岡山地方気象台)

- 1 気象状況の把握及び情報の提供

第六管区海上保安部(水島海上保安部)(玉野海上保安部)(福山海上保安署)

- 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
- 2 海上における避難住民の誘導, 秩序の維持及び安全の確保
- 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等
- 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
- 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動, その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

中国四国地方環境事務所

- 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- 2 廃棄物処理施設等の被害状況, がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関】

共 通

- 1 業務に係る国民保護措置の実施
- 2 国民に対する情報の提供
- 3 国民の保護に関する業務計画の作成
- 4 組織の整備
- 5 訓練
- 6 被災情報の収集, 報告
- 7 管理する施設, 設備の応急復旧
- 8 武力攻撃災害の復旧
- 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等

放送事業者

- 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

運送事業者

- 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
- 2 旅客及び貨物の運送の確保

電気通信事業者

- 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
- 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

電気事業者

- 1 電気の安定的な供給

日本郵政株式会社

- 1 郵便の確保

病院その他の医療機関

- 1 医療の確保

道路等の管理者

- 1 道路等の管理

日本赤十字社

- 1 救援への協力
- 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答

日本銀行

- 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

(独) 日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)

- 1 武力攻撃災害に関する指導，助言等

【指定地方公共機関】

共 通

- 1 業務に係る国民保護措置の実施
- 2 国民に対する情報の提供
- 3 国民の保護に関する業務計画の作成
- 4 組織の整備
- 5 訓練
- 6 被災情報の収集，報告
- 7 管理する施設，設備の応急復旧
- 8 武力攻撃災害の復旧
- 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等

放送事業者

- 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

運送事業者

- 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
- 2 旅客及び貨物の運送の確保

ガス事業者

- 1 ガスの安定的な供給

病院その他の医療関係機関

- 1 医療の確保

【関係指定地方行政機関】 ※公共職業安定所の出張所は記載せず。

名称	担当部署	所在地	名称	担当部署	所在地
中国管区警察局	災害対策官	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	中国経済産業局	総務課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
中国四国防衛局	総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀6-30	中国四国 産業保安監督部	管理課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
中国四国防衛局 津山防衛事務所	業務係	〒708-0006 津山市小田中1303-9	中国地方整備局	防災課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
中国総合通信局	総務企画 広報室	〒730-8975 広島市中区上八丁堀6-30	中国地方整備局 岡山河川事務所	調査設計課	〒700-8539 岡山市北区鹿田町2-4-36
中国財務局	総務部 総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀6-30	中国地方整備局 岡山国道事務所	交通対策課	〒700-8539 岡山市北区富町2-19-12
中国財務局 岡山財務事務所	総務課	〒700-8555 岡山市北区桑田町1-36	中国地方整備局 苫田ダム管理所		〒708-0433 苫田郡久田下原1592-4
中国財務局 岡山財務事務所 倉敷出張所	管財課	〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-2	中国地方整備局 宇野港湾事務所	総務課	〒706-0002 玉野市築港1-1-3
神戸税関	総務課 総務第1係	〒650-0041 神戸市中央区新港町12-1	中国地方整備局 岡山営繕事務所		〒700-0984 岡山市桑田町1-36
神戸税関 宇野税関支署	管理課	〒706-0011 玉野市宇野1-8-1	中国運輸局	環境・安全 防災課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30
神戸税関 水島税関支署	総務課	〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15	中国運輸局 岡山運輸支局 (本庁舎)	総務企画課	〒703-8245 岡山市中区藤原24-1
中国四国厚生局	総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀6-30	中国運輸局 岡山運輸支局 (玉野庁舎)	運航・船員課	〒706-0011 玉野市宇野1-8-2
岡山労働局	総務課	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1	中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所		〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15
岡山労働局 岡山公共職業安定所		〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	大阪航空局	航空保安 対策課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76
岡山労働局 倉敷中央公共職業安 定所		〒710-0834 倉敷市笹沖4378-1	大阪航空局 大阪空港事務所	航空保安 防災課	〒560-0036 豊中市蛍池西町3-371
岡山労働局 津山公共職業安定所		〒708-0022 津山市山下9-6	大阪航空局 岡山空港出張所	管理係	〒701-1131 岡山市北区日応寺1277
岡山労働局 笠岡公共職業安定所		〒714-0081 笠岡市笠岡5891	大阪管区气象台	業務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
岡山労働局 和気公共職業安定所		〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	岡山地方气象台	防災業務課	〒700-0984 岡山市桑田町1-36
岡山労働局 玉野公共職業安定所		〒706-0002 玉野市築港2-23-12	第六管区 海上保安本部	警備課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17
岡山労働局 高梁公共職業安定所		〒716-0047 玉野市築港2-23-12	水島海上保安部	警備救難課	〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15
岡山労働局 西大寺公共職業安 定所		〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	玉野海上保安部	警備救難課	〒706-0011 玉野市宇野1-8-4
中国四国農政局	企画調整室	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1	福山海上保安署	警備救難係	〒721-0962 福山市東手城町2-18-3
近畿中国森林管理局	企画調整室	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75	中国四国地方 環境事務所		〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1
近畿中国森林管理局 岡山森林管理署	総務課	〒708-0006 津山市小田中228-1			

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地
山陽放送株式会社	報道部	〒700-8580 岡山市北区丸の内2-1-3
岡山放送株式会社	報道部	〒700-8635 岡山市北区学南町3-2-1
テレビせとうち株式会社	報道部	〒700-8677 岡山市北区柳町2-1-1
西日本放送株式会社	岡山本社 総局総務	〒700-0971 岡山市北区野田3-2-5
株式会社瀬戸内海放送	岡山本社 報道制作ユニット	〒700-0913 岡山市北区大供3-1-18
岡山エフエム放送株式会社	編成制作部	〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル11階
一般社団法人 岡山県トラック協会		〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33
公益社団法人 岡山県バス協会		〒703-8245 岡山市中区藤原25
中鉄バス株式会社	バス事業部	〒700-0821 岡山市北区中山下2-8-55
宇野自動車株式会社		〒700-0822 岡山市北区表町2-3-18
両備ホールディングス 株式会社	総務部	〒700-8518 岡山市北区錦町6-1
備北バス株式会社	総務部	〒716-0204 高梁市川上町領家381-1
岡山電気軌道株式会社	岡南営業所	〒700-0866 岡山市北区岡南町1-14-41
下津井電鉄株式会社	総務部	〒700-0923 岡山市北区大元駅前3-61
井原鉄道株式会社	総務企画課	〒715-0003 井原市東江原町695-1
智頭急行株式会社	総務課	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭2052-1
水島臨海鉄道株式会社	企画室	〒712-8033 倉敷市水島東栄町12-46
岡山ガス株式会社	総務人事部 総務担当	〒703-8285 岡山市中区桜橋2-1-1
一般社団法人 岡山県エルピーガス協会	事務局	〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所5階
公益社団法人 岡山県医師会	庶務課	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-10-602
公益社団法人 岡山県看護協会	事務局	〒700-0805 岡山市北区兵団4-31

【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】

基本指針の記載（抜粋）

- 市（町村）は、関係機関（教育委員会など当該市（町村）の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市（町村）は、当該市（町村）の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う都道府県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市（町村）が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成する

ことが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市（町村）職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

倉敷市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

倉敷市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合におい

て、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制，職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 2 名を、A・B・C 公民館、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数，一時避難施設，輸送力の配分

(ア) A 地区 約 200 名，A 公民館，市保有車両×4 〇〇バス 2 台

(イ) B 地区 約 200 名，B 公民館，〇〇バス×大型バス 4 台

(ウ) C 地区 約 100 名，C 公民館，〇〇バス×大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 15:30, A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

- (※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、高齢者、障がい者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 高齢者、障がい者等については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

- (※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「高齢者、障がい者等支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者 5 名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者 25 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「高齢者、障がい者等支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

倉敷市長

○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○月○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある(○月○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がよ

り危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

倉敷市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の倉敷市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(○○1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った……。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

倉敷市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。

また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、高齢者、障がい者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：市役所〇〇
- イ 現地調整所設置場所：〇〇

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

倉敷市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある水島石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、対策本部長は、警報を発令し、爆発が発生した地区周辺の○○1丁目の地域及びその風下となる地域(○○2丁目～6丁目)を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される○○地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市(町村)長は、別途屋内退避を指示する。

(※) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長等が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

(※) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている(法第104条)。

(※) 石油化学コンビナートによる災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、有毒ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況(高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。)等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

また、大規模な爆発が発生した場合は、その影響(爆風、放射熱、破片の飛しょう等)が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影

響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。

2 避難誘導の方法

市は、要避難地域の住民200名について、特に爆発周辺の地域（〇〇1丁目）については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇2丁目～6丁目の住民については、屋内への退避を行うよう周知徹底をする。

（1）避難誘導の全般的方針

- （※）住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市町村長は、事業者と協議して、予防的にも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。
- （※）特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。

（2）市における体制，職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員〇名を水島石油コンビナート周辺に派遣し、現地の調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員をとして派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

- （※）自衛隊、海上保安部等及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して、対応にあたる必要がある。その際、防災管理者等を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。

イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、高齢者、障がい者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 事業所における自衛防災組織との連携の取れた活動を行う。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(略)

(5) 住民に周知する留意事項

(略)

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

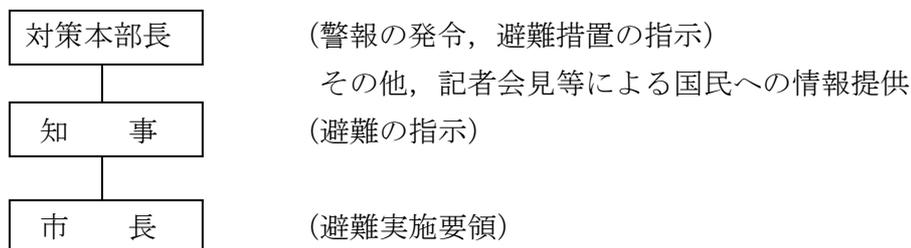
(略)

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

倉敷市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 全国瞬時警報システム（J-alert）により、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動する。

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近隣の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

ウ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

エ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

オ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※)このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

カ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

キ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※)着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

ア 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、高齢者、障がい者等の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

イ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※)例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

航空攻撃の場合

航空攻撃においては、弾道ミサイルによる攻撃と同様に、住民は屋内に避難することを基本とする。

屋内の避難にあたっては、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することになる。

様式 5

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
殿	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
	避難住民に該当するか否かの別
	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別
被 照 会 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍
	(日本国籍を有しない者に限る)
	その他個人を識別するための 情報
	現 在 の 居 所
	負傷又は疾病の状況
連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(避難誘導における留意点)

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び高齢者、障がい者等の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 市の対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 高齢者、障がい者等や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の高齢者、障がい者等支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「高齢者、障がい者等支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の高齢者、障がい者等のための「避難支援プラン」の策定（地域の高齢者、障がい者等マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、高齢者、障がい者等情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて高齢者、障がい者等を把握し、高齢者、障がい者等本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による高齢者、障がい者等の特定をせずに取り組みと、高齢者、障がい者等となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、高齢者、障がい者等を特定する方式。	情報共有の結果特定される高齢者、障がい者等が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を

確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。

- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）

- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※ 「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

様式 1

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他の必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号記号により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式 2

様式第 2 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 男女の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時，場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資，医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集，パソコンの入力，回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人，職場関係者，近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式 5

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍	
	(日本国籍を有しない者に限る)	
	その他個人を識別するための 情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○倉敷市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、倉敷市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、50 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 15 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○倉敷市国民保護対策本部及び倉敷市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、倉敷市国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び倉敷市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 倉敷市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、保護本部の事務を総括する。

2 倉敷市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、保護本部の事務を整理する。

3 保護本部の本部員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長，国民保護現地対策本部員その他の職員を置き，副本部長，本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は，国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか，保護本部に関し必要な事項は，本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は，倉敷市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

○倉敷市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷市国民保護協議会条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、倉敷市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、担当副市長の職にある委員とする。

(協議会の招集)

第3条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要と認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。

3 協議会の招集は、あらかじめ開催日時、開催場所及び付議事項を記載して、書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(協議会録)

第4条 会長は、必要に応じて協議会録を作成し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 協議会の開催日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 協議会の経過
- (4) 議決事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(専決処分)

第5条 会長は、協議会が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 国民の保護のための情報を収集すること。
- (2) 国民の保護のための措置等について、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会に関する事務を処理するため、事務局を総務局防災危機管理室に置く。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年 6月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 1月26日から施行する。

○倉敷市国民保護協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷市国民保護協議会条例(以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、倉敷市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の幹事会(以下「幹事会」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- (1) 協議会の会議に提案する事項
- (2) その他倉敷市国民保護計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事会は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について会長に報告しなければならないものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、総務局総務部防災危機管理室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月2日から施行する。

倉敷市国民保護協議会委員 名簿

(敬称略)

番号	委員	委 員 名		役職
		所 属 名	氏 名	
1		倉敷市長	伊東 香織	会長
	1号	指定地方行政機関の職員		
2		農林水産省中国四国農政局地方参事官(岡山支局)	龍口 浩司	
3		国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長	三戸 雅文	
4		国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長	池田 裕二	
5		海上保安庁水島海上保安部長	花井 一浩	
	2号	自衛隊に所属する者		
6		陸上自衛隊第13特科隊第一中隊長	竹内 累雄 <small>オ</small>	
	3号	岡山県職員		
7		岡山県備中県民局長	石原 伸一	
8		岡山県備中県民局地域防災監	山本 真司	
9		岡山県備中県民局水島港湾事務所長	太田 素直	
10		倉敷警察署長	山岡 芳徳	
11		水島警察署長	大石 和雄	
12		児島警察署長	松永 輝之	
13		玉島警察署長	小倉 誠	
	4号	副市長		
14		倉敷市副市長	生水 哲男	会長代理
15		倉敷市副市長	河田 育康	
	5号	教育長及び消防長		
16		倉敷市教育委員会教育長	井上 正義	
17		倉敷市消防局長	松浦 祥裕	
	6号	市職員		
18		倉敷市水道事業管理者	古谷 太一	
	7号	指定(地方)公共機関の職員		
19		日本通運(株)倉敷支店長	門脇 仁史	
20		中国電力(株)倉敷営業所長	大井 博文	
21		西日本電信電話(株)岡山支店長	西谷 紀彦	
22		(公社)倉敷市連合医師会長	山田 斉	
23		両備ホールディングス(株)倉敷営業所長	高嶋 昇	
24		岡山県看護協会倉敷支部 役員	大崎 久美子	
25		日本赤十字社岡山県支部事業推進課長	武久 伸輔	
	8号	学識経験者		
26		倉敷市議会議長	梶田 省三	
27		倉敷市議会副議長	時尾 博幸	
28		倉敷市消防団長	佐藤 一博	
29		くらしき作陽大学食文化学部 講師	岩崎 由香里	
30		倉敷市自主防災組織連絡協議会会長	西山 寿男	
31		川崎医療福祉大学保健看護学科 教授	波川 京子	
32		倉敷芸術科学大学経営情報学科 准教授	江原 雅江	
33		箭田まちづくり連合防災会	守屋 美雪	
34		水島コンビナート地区保安防災協議会会長	室園 康博	
35		倉敷市女性防火クラブ連絡協議会会長	桑原 俊子	
36		倉敷市社会福祉協議会常務理事	藤井 誠	
37		KCM倉敷コミュニティメディア会長	大久保 憲作	
38		岡山県建設業協会倉敷支部長	岡本 靖磨呂	
39		岡山県建設業協会児島支部長	谷岡 敏夫	
40		岡山県建設業協会浅口支部長	安原 晴彦	
41		倉敷市真備町建設業組合長	吉田 勤	
42		西日本高速道路(株)中国支社岡山高速道路事務所長	秋山 隆之	
43		倉敷市愛育委員会連合会 副会長	吉峯 清美	
44		倉敷栄養改善協議会 会長	兒山 和子	
45		倉敷市民生委員児童委員協議会	浅野 静子	
46		岡山県高等学校校長会 倉敷中央高等学校 校長	河田 いつる	
47		岡山県臨床心理士会	岡崎 法子	
48		岡山県介護福祉士会 理事	田中 美保子	
49		防災士	三宅 明美	
50		倉敷市婦人協議会 会長	土屋 紀子	

倉敷市国民保護協議会幹事会幹事 名簿

番号	所 属 名	氏 名
1	・技監	芭蕉宮 総一郎
2	・企画財政局長	竹内 道宏
3	・総務局長	藤原 昌吾
4	・市民局長	井上 計二
5	・環境リサイクル局長	黒田 哲朗
6	・保健福祉局長	山崎 要
7	・文化産業局長	原田 晃利
8	・建設局長	原 孝吏
9	・保健所長	吉岡 明彦

事務局 名簿

1	総務局参与 危機管理監 総務局防災危機管理室長	森 修一
2	総務局防災危機管理室 次長	井頭 勉
3	総務局防災危機管理室 課長主幹	渡邊 直樹
4	総務局防災危機管理室 主幹	河田 貢之
5	消防局警防課 主幹	中島 活也

倉敷市国民保護計画策定経緯

- 平成18年 3月 倉敷市国民保護協議会条例を公布 施行
倉敷市国民保護対策本部及び倉敷市緊急対処事態対策本部条例を公布,
施行
- 平成18年 6月 第1回 倉敷市国民保護協議会を開催
・倉敷市国民保護協会委員の任命
・国民保護の概要説明
- 平成18年 7月 第1回 倉敷市国民保護協議会幹事会を開催
・国民保護の概要説明
- 平成18年 8月 第2回 倉敷市国民保護協議会幹事会を開催
・計画の素案及び関係部局の役割について協議
- 平成18年 9月 県担当部局と倉敷市の国民保護計画（素案）についての事前相談
- 平成18年10月 第2回 倉敷市国民保護協議会を開催
・素案について協議
- 平成18年11月 市議会総務委員会へ概要説明
- 平成18年11月 ホームページへ計画（案）を掲載し、意見募集
- 平成18年11月 県 各部局（県警察・教育委員会含む）へ倉敷市国民保護計画（案）の
回覧
- 平成18年12月 第3回倉敷市国民保護協議会幹事会を開催
・計画（案）及び資料について協議
- 第3回倉敷市国民保護協議会を開催
・計画の答申
- 平成19年 1月 県への正式協議 異議の無い旨の回答
- 平成19年 3月 市議会への報告
- 平成28年 9月 倉敷市国民保護計画改正案作成
- 平成28年12月 パブリックコメント
- 平成29年 1月 倉敷市国民保護協議会に諮問

平成29年 6月 知事への正式協議 異議の無い旨の回答

平成29年 7月 市議会への報告